

伊勢崎市下水道事業経営戦略等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 将来にわたって安定的に下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業をいう。）を継続していくための基本方針及び中長期的な経営の基本計画（以下「経営戦略」という。）の策定に当たり、その内容及び下水道施設の整備の方針を検討するため、伊勢崎市下水道事業経営戦略等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、その意見を上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に報告することとする。

- (1) 経営戦略の内容に関すること。
- (2) 下水道施設の整備方針に関すること。
- (3) その他経営戦略に関し管理者が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 関東信越税理士会伊勢崎支部の推薦を受ける者 1人以内
- (3) 伊勢崎市区長会の推薦を受ける者 1人以内
- (4) 伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会の推薦を受ける者 1人以内
- (5) 伊勢崎商工会議所の推薦を受ける者 1人以内
- (6) 群馬伊勢崎商工会の推薦を受ける者 1人以内
- (7) その他管理者が適当と認める者 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務の終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめその日時、場所及び会議に付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項があるときは、直ちに会議に付議することができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道局総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。